

# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び 検疫法の一部を改正する法律

(平成一五年一 月一六日法律第一四五号)

## 一、提案理由(平成一五年一 月二日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年三月から七月にかけて、世界各国で蔓延をしました重症急性呼吸器症候群を初めとした海外における感染症の発生状況、国際交流の進展による人や物の移動の活発化及び迅速化など、環境の変化に伴い、感染症対策の充実が要請されております。

このため、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策、緊急時における国内での感染症対策及び動物由来感染症対策の強化等について定め、総合的な感染症予防対策の推進を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、最も重篤な感染症であります一類感染症として、重症急性呼吸器症候群及び痘瘡を追加することとしております。

第二に、厚生労働大臣は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため緊急の必要があると認めるときは、みずから積極的疫学調査を行うことができることとしております。

第三に、動物由来感染症対策の強化の一環として、動物の輸入に係る届け出制度を創設することとしております。

第四に、厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、または蔓延を防止するため、緊急の必要があると認める場合は、都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができることとしております。

第五に、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者に対し、入国後一定の期間、健康状態の報告を求めると、検疫所の行う水際対策と都道府県知事等が行う国内感染症対策の強化を図っていくこととしております。

このほか、感染症予防対策の推進に関し、必要な事項を定めることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一五年一 月三日)

中山成彬君 ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審

査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、本年三月から東アジアを中心に蔓延した重症急性呼吸器症候群の発生等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るため、感染症の類型について見直しを行うほか、緊急時における国内での感染症対策及び動物由来感染症対策の強化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、一類感染症として重症急性呼吸器症候群及び痘瘡を追加するとともに、新たに感染症を媒介する動物の輸入規制、消毒等の措置を講ずることができる感染症の類型を創設すること、

第二に、厚生労働大臣は、感染症の発生の状況等を明らかにするため、緊急の必要があると認めるときは、みずから積極的疫学調査を行うとともに、都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができることとすること、

第三に、人に感染症を感染させるおそれがある動物等を輸入する者は、感染症にかかっていない旨の輸出国の衛生証明書を添付し、届け出なければならないこととすること、

第四に、検疫所長は、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者に対し、入国後の連絡先等の報告を求め、一定の期間、健康状態の報告を求めることができることとすること

等であります。

本案は、去る十月一日本委員会に付託され、昨日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、本日の委員会において質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年一月三日）

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 SARSに係る感染症法上の類型については、ウイルスの解明、SARSの病態・感染経路の解明を急ぎ、治療薬・ワクチンの開発などの医療の状況も含め医学的知見の集積等を踏まえ、二年毎の見直しを行うこと。
- 二 検疫法第十八条第二項に規定する入国者に係る入国後の健康状態の報告義務については、SARSの疑いがある患者がいる医療機関で働いていた者や患者の家族等、濃厚接触のあった者等に限定するなど、科学的根拠に基づいた運用を図ること。また、これらの者に係る個人情報の保護については万全を期すこと。
- 三 検疫については、国内の対策と密接な連携を取りつつ的確な運用に努めるとともに、感染症の発生状況に応じて機動的な対応が可能となるよう人員の配置等体制の強化に努めること。
- 四 保健所については、緊急時において、国、地方公共団体の関係行政機関と緊密な連携を図りつつ、住民に対して必要な情報の提供に努めるとともに、地域における感染

症対策の中核機関として、その機能が十分果たせるよう機能強化を図るため必要な措置を講じること。

五 感染症患者や家族に対する差別や偏見が生じないように、関係省庁間の連携を取りつつ、職場、地域、学校等への啓発を徹底すること。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一五年一月一日）

国井正幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本年三月から七月にかけて世界各地で蔓延したSARSを始めとした海外における感染症の発生状況等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るため、一類感染症としてSARS及び痘そうを追加するなど感染症の類型について見直しを行うとともに、感染症を人に感染させるおそれのある動物の輸入届出制度を創設し、あわせて検疫感染症に感染したおそれのある者について健康状態の報告を求めるなどの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、SARSの蔓延防止に必要な医療提供体制の在り方、生物テロによる感染症被害への対応、感染症予防に向けた国際協力の必要性などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年一月九日）

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、SARSについては、ウイルス、病態及び感染経路の解明並びに治療法、治療薬及びワクチンの開発を急ぐとともに、これらの医学的知見の集積等を踏まえ、その感染症法上の類型について、二年ごとの見直しを行うこと。

二、検疫法第十八条第二項に規定する入国者に係る入国後の健康状態の報告義務については、SARSの疑いがある患者がいる医療機関で働いていた者や患者の家族等、濃厚接触のあった者等に限定するなど、科学的根拠に基づいた運用を図ること。また、これらの者に係る個人情報の保護については万全を期すこと。

三、検疫については、国内の感染症対策と密接な連携を取りつつ的確な運用に努めるとともに、感染症の発生状況に応じて機動的かつ柔軟に対応できるよう人員を配置する等体制の強化に努めること。

四、保健所については、地域における感染症対策の中核機関として、国、地方公共団体の関係機関と緊密な連携を図りつつ、住民に対する必要な情報の提供等、その役割が十分果たせるよう体制の強化を図ること。

五、感染症に係る施策の実施に当たっては、感染症患者やその家族に対する差別や偏見

が生じないように、関係機関との連携を取りつつ、職場、地域、学校等への啓発を徹底すること。

六、SARSに感染した疑いのある者に係る外来診療については、対応可能な体制を備えた拠点医療機関（協力医療機関）を定める等により、地域における医療提供体制に混乱が生じないように必要な措置を早急に講ずるよう努めること。

七、生物テロへの対応については、引き続き、必要となる治療薬及びワクチンの確保に努めるとともに、医師、看護師、保健師等に対する教育・研修の充実を図ること。

八、感染症を人に感染させるおそれのある動物等の輸入に係る届出制度については、できるだけ早期に実施できるよう準備を急ぐとともに、当該動物等の所有者、管理者に対しては、それらの管理を適切に行うことができるよう必要な情報の提供等に努めること。

九、地球規模化する感染症問題については、海外の事例の収集、分析等を踏まえ、新感染症等への速やかな対応が可能となるよう人材の確保、研究機関の体制整備等を重点的かつ積極的に行うこと。また、海外における患者情報の把握及び発生源対策が重要であることにかんがみ、WHO及びASEAN並びに二国間協議等を通じた国際医療協力の一層の推進を図ること。

十、感染症の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、看護師、保健師等に対する教育・研修の充実、感染症専門医の育成等に努めるとともに、感染症指定医療機関について、その指定が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。